

非自発的失業者（特例対象被保険者等）の 国民健康保険料が届出により軽減されます

企業の倒産やリストラなど企業側の都合で離職した方や雇用期間満了で更新を拒否され離職（雇い止め）した方等で、国民健康保険に加入している方（特例対象被保険者等）の保険料の負担を軽減します。保険料算定の基礎となる前年の給与所得を30/100とみなして計算した所得から平成23年度の保険料を再算定します。

* 給与所得以外の所得（不動産所得や株式の譲渡所得等）は軽減算定の対象とはなりません。

〔対象者〕

雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者で受給資格者」となります。離職時の年齢が65歳未満で、「雇用保険受給資格者証」の1面「12.離職理由」欄のコード（平成22年2月21日以前「⑬離職年月日 理由」）が下記に該当する方

1. 離職理由コード・・・11、12、21、22、23、31、32、33、34
2. 離職年月日・・・平成21年3月31日以降

（注）次の方はこの制度の対象ではありません。これまでの減免制度による相談をお受けします。

- ① 「特例受給資格者」・・・季節的に雇用される又は短期間の雇用に就くことを状態としている短期雇用の離職者（「雇用保険受給資格者証」の右上に「特」または上部に橙色のライン表示等）
- ② 「高齢受給資格者」・・・65歳以上で高齢求職者給付金受給対象の離職者（「雇用保険受給資格者証」の右上に「高」または上部に緑色のライン表示等）

〔対象期間〕

平成22年度の保険料から適用し、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの加入期間に対する保険料（*他の保険に加入した場合は、その時点で軽減終了。ただし、再離職し、その離職による雇用保険の受給資格がなく、国保に再加入した場合は、前離職時の対象期間内で軽減の届出ができます。）

（例1）平成22年12月31日離職 → 平成23年1月から平成24年3月

（例2）平成23年3月31日離職 → 平成23年4月から平成25年3月

〔届出窓口〕 江東区役所 医療保険課 資格相談係（窓口番号：2階7番）
各出張所

〔用意するもの〕

- ① 平成23年1月1日現在、江東区に住民登録があり、前年分の給与所得に係る年末調整や所得税、住民税等の申告をしている方
○「雇用保険受給資格者証」○国保証
 - ② 平成23年1月1日現在、他の区市町村に住民登録があった方
○「雇用保険受給資格者証」○前住所地発行の「平成23年度住民税納税通知書（課税明細書付）、住民税決定通知書等」で給与所得の表示があるもの○国保証
- ※ 離職票や退職証明書では受付できません。

〔届出期間〕

- ① 平成23年4月1日～平成23年6月2日
6月中旬に保険料納入通知書として軽減後の保険料をお知らせいたします。
- ② 平成23年6月3日以降
8月以降に保険料変更通知書として軽減後の保険料をお知らせいたします。

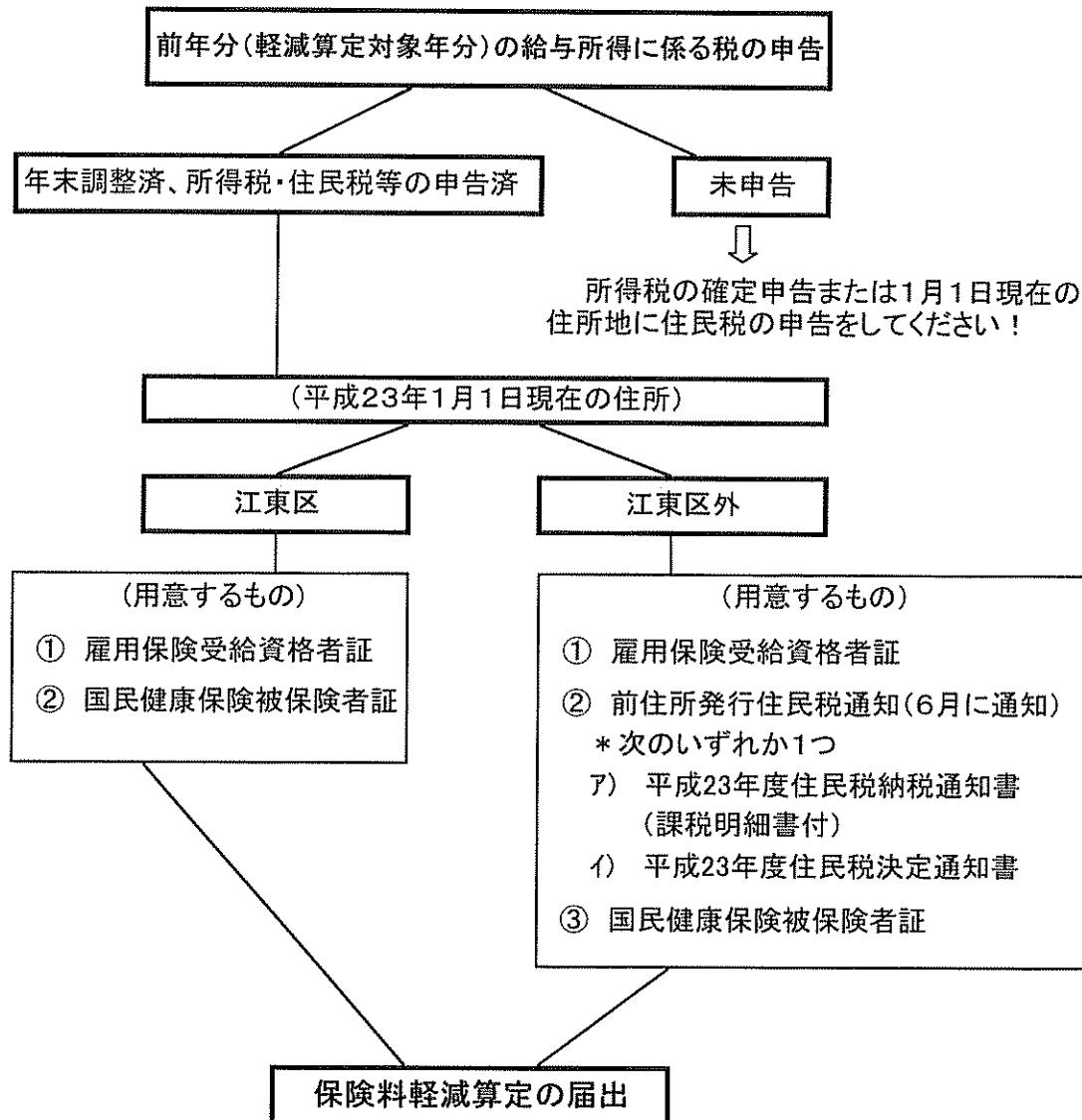
* 届出が遅れても対象期間中であれば、失業時まで遡り適用します。

* 「雇用保険受給資格者証」を紛失した場合はハローワークで再発行を受けてください。

〔問合せ先〕 医療保険課資格相談係 ☎（3647）3167

(裏面)

非自発的失業者(特例対象被保険者等)の給与所得の30/100軽減算定の流れ



届出日	H23. 4. 1~H23. 6. 2	6月の保険料納入通知書でお知らせ
	H23. 6. 3~H23. 6. 29	8月に保険料変更通知書でお知らせ
	H23. 6. 30~H23. 7. 28	9月に保険料変更通知書でお知らせ
	H23. 7. 29~H23. 8. 30	10月に保険料変更通知書でお知らせ

※処理状況により届出月又は翌月に保険料納入通知書又は保険料変更通知書としてお知らせできる場合もあります。

※平成23年1月1日現在、江東区に住居登録のある方で、所得税・住民税の申告が平成23年3月16日以降の方は、「届出日」が上記の期間であっても、8月以降の「保険料変更通知書」としてお知らせする場合があります。

- (注) ①届出が遅れても対象期間中であれば、失業時まで遡り適用します。
②「雇用保険受給資格者証」を紛失したときは、ハローワークで再発行を受けてください。
③住民税納税通知書等を紛失したときは、発行元の区役所等で再発行を受けてください。
④国民健康保険料の軽減制度であり、住民税(都民税・区民税)が軽減されるわけではありません。